

お 知 ら せ

令和六年六月二十四日付け広島県告示第六百二十五号で、次の事業について、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示がありました。

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高圧送電線付替工事

手続開始の告示があつた土地は次のとおりです。

イ 収用の部分

広島県福山市瀬戸町大字山北字坊谷、字今屋、字宮ノ峠及び字赤羽並びに赤坂町大字赤坂字池之内及び字重信並びに赤坂町大字早戸字分郷寺、字松笠及び字太夫崎地内

ロ 使用の部分

広島県福山市瀬戸町大字山北字坊谷、字今屋、字宮ノ峠及び字赤羽並びに赤坂町大字赤坂字池之内及び字重信並びに赤坂町大字早戸字分郷寺、字松笠及び字太夫崎地内

ついては、同法第三十四条の五の規定によつて令和六年六月二十四日から次のような効果が発生していますので、同法第二十八条の二の規定に基づきお知らせします。

- 1 土地に対する補償金の額が固定されること。
- 2 土地の形質等の変更及び関係人の範囲が制限されること。
- 3 同法第三十九条第二項の規定による裁決申請の請求が行えること。
- 4 同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求が行えること。
- 5 明渡裁決の申立てが行えること。

なお、補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載しておりますので、必要な方は国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所用地課、又は福山市建設局建設管理部用地課において下されば配布いたします。

その他不明な点については、左記事務所に照会ください。

連絡先

広島県福山市三吉町四丁目四番十三号

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所 用地課

〔電話〇八四（九二三）二六二二〕